

「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(条文骨子)」

【第一章 総則】 第1条～第8条

第1条(目的)

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、

- ・県、自転車利用者、県民、事業者及び交通安全団体の責務等を明らかにするとともに、
 - ・自転車の安全で適正な利用に関する施策等及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、
 - ・自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、
- 県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること

第2条(定義)

- ・自転車:道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう
- ・自転車損害賠償責任保険等:自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合の損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう

第3条～第8条(県の責務等)

- ・県の責務:自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する
- ・自転車利用者の責務:自転車が道路交通法に規定する車両であることを認識し、関係法令を遵守のうえ、自転車を安全で適正に利用すること
(遵守事項の例示:無灯火運転・飲酒運転・傘差し運転の禁止、携帯電話用装置使用等による運転の禁止)
- ・県民の責務:自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、学校、地域等における取組に参加するよう努めること
- ・県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めること
- ・事業者の責務:自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を推進し、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めること
- ・交通安全団体の責務:自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進し、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めること
- ・関係機関等との連携:県が施策を推進するに当たり、国、市町村、事業者及び交通安全団体との連携を図ること

【第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等】 第9条

第9条(自転車交通安全教育等)

- ・県民等に対する交通安全教育等:県が県民に対する交通安全教育及び啓発、事業者及び交通安全団体等に対する情報提供等を講ずること
- ・事業者による交通安全教育:従業者が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、研修の実施等に努めること
- ・学校の長による交通安全教育:児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めること
- ・保護者による交通安全教育:監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めること

【第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等】 第10条～第12条

第10条(道路交通環境の整備等)

県は、国、市町村、交通安全団体その他の団体と連携し、道路交通環境の整備及び保全のために必要な措置を講ずること

第11条(自転車の点検及び整備等)

- ・自転車利用者、自転車利用事業者、自転車貸付事業者:利用し、又は事業の用に供する自転車の必要な点検及び整備に努めること
- ・保護者:監護する未成年者が利用する自転車の必要な点検及び整備に努めること
- ・自転車小売等事業者:自転車を販売し、又は整備するときは、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報提供に努めること
- ・自転車利用者:利用する自転車について施錠等盗難防止のための措置を講ずるよう努めること

第12条(自転車利用時の安全上の措置)

- ・自転車利用者:自らの安全を確保するため、反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他の安全上の措置に努めること
- ・自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生:乗車用ヘルメットの着用に努めること
- ・学校の長:在学する児童、生徒又は学生に対し乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導に努めること
- ・保護者:監護する未成年者に対し反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他の安全上の措置に関する指導に努めること
- ・高齢者の家族等:高齢者に対し反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他の安全上の措置に関する助言に努めること

【第三章 自転車損害賠償責任保険等への加入等】 第13条～第15条

第13条(自転車損害賠償責任保険等への加入)

次の者は、自転車損害賠償責任保険等(以下「保険」という。)に加入しなければならない

- ①自転車利用者(未成年者を除く) ②自転車を利用する未成年者を監護する保護者 ③自転車を利用する事業者 ④自転車貸付事業者

第14条(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

- ・自転車小売等事業者:自転車を購入し、又は整備を受けようとする者に対し保険加入の確認に努めること、加入の確認ができないときは保険加入に関する情報提供に努めること
- ・事業者:自転車通勤の従業者に対し保険加入の確認に努めること、加入の確認ができないときは保険加入に関する情報提供に努めること
- ・学校の長:自転車通学の児童、生徒又は学生及びその保護者に対し保険加入の確認に努めること、加入の確認ができないときは保険加入に関する情報提供に努めること

第15条(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)

- ・県:市町村、事業者、交通安全団体及び保険を引き受ける保険者と連携し、保険加入を促進するため、保険に関する情報を提供すること
- ・事業者:従業者に対し保険に関する情報提供に努めること
- ・学校の長:児童、生徒又は学生及びその保護者に対し保険に関する情報提供に努めること

【施行期日】

令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、令和3年6月1日から施行する。